写

食安発１２１３第１号
平成２２年１２月１３日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１２４号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第４１７号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計られたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第１　改正の概要

１　省令関係

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づき、ピペリジン及びピロリジンを省令別表第１に追加したこと。

２　告示関係

（１）法第１１条第１項の規定に基づき、農薬アゾキシストロビン、クロルフェナピル、シエノピラフェン、シフルメトフェン、パクロブトラゾール、ビフェントリン、フルフェンピルエチル、プロピリスルフロン、プロポキシカルバゾン及びメトキシフェノジドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙１参照）。

（２）法第１１条第１項の規定に基づき、動物用医薬品ケトプロフェン及びホ

スホマイシンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙２参照）。

（３）第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項において、「食品に含有されるものであってはならない」又は「不検出」とされている農薬等の成分である物質に関する試験法について、これらの試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法によっても試験を実施することができることとしたこと。

（４）法第１１条第１項の規定に基づき、ピペリジン及びピロリジンの使用基準及び成分規格を設定したこと。

第２　施行・適用期日

１　省令関係

公布日から施行されるものであること。

２　告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成２３年６月１３日から適用されるものであること。

農薬等	食品
アゾキシストロビン	小麦、だいこん類の葉、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、パセリ、セロリ、ほうれんそう、もも、べにばなの種子、ぎんなん、牛の肝臓、豚の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓
クロルフェナピル	はくさい、きゆうり及びみかん
パクロブトラゾール	米、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、もも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、ぶどう及びその他のスパイス
ビフェントリン	その他の穀類、その他の豆類、だいこん類の根、アスパラガス、もも及びその他のベリー類果実

第３　運用上の注意

１　使用基準関係

ピペリジン及びピロリジンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

２　残留基準関係

（１）今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及び代謝物B-1[α，α，α-トリフルオロ-o-トルイル酸]をシフルメトフェンに換算したものの和をいうこと。

（２）今回基準値を設定するプロポキシカルバゾンとは、農産物にあっては、プロポキシカルバゾン及び代謝物A[メチル 2-[[[[4,5-ジヒドロ-3-(2-ヒドロキシプロポキシ)-4-メチル-5-オキソ-1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル]カルボニル]アミノ]スルホニル]ベンゾエート]をプロポキシカルバゾンに換算したものの和をいい、畜産物にあっては、プロポキシカルバゾンのみをいうこと。なお、プロポキシカルバゾンには、プロポキシカルバゾンナトリウム塩が含まれること。

第４　その他

（１）法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）に基づくプロピリスルフロンに係る登録並びにアゾキシストロビン、クロルフェナピル、シエノピラフェン、シフルメトフェン、ビフェントリン及びメトキシフェノジドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬プロピリスルフロン及び動物用医薬品ホスホマイシンの試験法については、後日通知することしていること。

（２）試験法の改正に関しては、別途「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」の改正について通知を発出することとしていること。